

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（企業型年金に係る規約の承認の基準に関するその他の要件） 第六条 法第四条第一項第八号（法第五条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額が引き上げられることにより当該事業主掛金の額と企業型年金加入者に係る当該企業型年金加入者掛金の額との合計額が法第二十条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように変更する場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間につき一回に限り変更することができるものであること。</p> <p>二 （略）</p> <p>五～十三 （略）</p>	<p>（企業型年金に係る規約の承認の基準に関するその他の要件） 第六条 法第四条第一項第八号（法第五条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額が引き下げられることにより当該事業主掛金の額が企業型年金加入者に係る当該企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間につき一回に限り変更することができるものであること。</p> <p>二 （略）</p> <p>五～十三 （略）</p>